

垂水区コミュニティサイト利用規約

(目的)

第1条 この規約は、垂水区（以下「区」という。）が管理・運営する垂水区コミュニティサイト（以下「サイト」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 サイトに情報を提供するため登録できる団体等は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 主に垂水区内を中心に活動を行っていること。
- (2) 団体等の運営に関する規約、会則等又は活動概要の分かるものを備えていること。
- (3) 団体等の責任者及び連絡責任者が特定できること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる団体等については登録できないものとする。

- (1) 特定の宗教並びに特定の教派、宗派及び教団の普及を目的とする団体。
- (2) 特定の政党その他の政治団体の利害に関する団体及び公の選挙に関し特定の候補者を支持する団体。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）並びに暴力団及び暴力団員の統制下にある団体。
- (4) その他区長が登録が適当でないとするもの。

(登録)

第3条 前条の要件を満たし、サイトに情報を提供しようとする団体等は、「垂水区コミュニティサイト会員登録申請書」（様式第1号）に次の書類を添付し、区に申請するものとする。

- (1) 団体等の規約、会則等又は活動概要の分かるもの
- (2) その他区長が必要と認める書類

(登録の審査)

第4条 区は、前条の申請を受けたときは、審査を行い、登録の可否を決定し、その結果を通知するものとする。

(ID及びパスワードの交付及び管理)

第5条 区は、前条の規定により登録を承認された団体等（以下「登録会員」という。）にID及びパスワードを交付することができるものとする。

- 2 交付後のID及びパスワードの管理は、登録会員が責任を負うものとする。
- 3 登録会員は交付後のID及びパスワードの譲渡、売買などの行為は一切できないものとする。
- 4 区は、交付後のID及びパスワードの使用上の過失及び第三者の利用に伴う損害の一切の責任を負わないものとする。

(登録の変更)

第6条 登録内容に変更のあった登録会員は、「垂水区コミュニティサイト登録内容変更届」(様式第2号)を区に提出するものとする。

(登録の取消し)

第7条 区は、登録会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録会員の承諾の有無にかかわらず、登録の承認を取り消すことができるものとする。

- (1) 「垂水区コミュニティサイト退会届」(様式第3号)を区に提出した場合
 - (2) 第2条に規定する登録要件を欠いた場合
 - (3) ID又はパスワードを不正使用した場合
 - (4) 虚偽の申請又は不正な手段により登録を受けた場合
 - (5) 複数の登録承認を受けている場合
 - (6) 本規約の規定に違反した場合
 - (7) その他区長が必要と認める場合
- 2 登録の承認を取り消された団体等は、サイト内から全ての情報を取り消され、当該サイトで保有する全ての権利を失うものとする。
 - 3 区は、登録を取り消した場合は、速やかに登録会員に書面により通知するものとする。

(登録会員による情報提供)

第8条 登録会員は、次の情報を提供することができるものとする。

- (1) イベント情報(募集情報含む)
 - (2) その他区長が必要と認める情報
- 2 登録会員は、前項の規定にかかわらず、次の情報を提供することができないものとする。
 - (1) 公序良俗に反する情報
 - (2) 法令等に違反する情報
 - (3) 他の登録会員又は第三者の著作権、肖像権及び知的財産権を侵害する情報
 - (4) 他の登録会員又は第三者を誹謗、中傷する情報
 - (5) 他の登録会員又は第三者に不利益を与える情報
 - (6) 選挙活動、政治活動、宗教活動、営利活動(ただし、参加料等の徴収額が実費相当

額である場合は、この限りでない) 又はこれらに類似する情報

(7) サイトの運営を妨害する情報

(8) その他区長が不相当と認める情報

3 登録会員は、前項の情報が掲載してあるホームページURLの掲示はできないものとする。

(情報の削除)

第9条 登録会員が提供した情報に本規約の規定に違反する内容が認められた場合、区は登録会員の承諾を得ることなく、該当情報を削除することができるものとする。

(著作権等)

第10条 登録会員は、事前に区又は著作権者の特段の許諾がある場合を除き、サイトを通じて提供される著作物を著作権法で定める私的使用の範囲内でのみ利用するものとする。

(サービスの中断及び停止等)

第11条 区は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録会員の承諾を得ることなく、サイトのサービスの一部若しくは全部を一時中断又は停止することができるものとする。

(1) サイトの定期保守、更新又は緊急に停止する必要がある場合

(2) 火災、停電、天災等の不可抗力により、サービスの提供が困難となった場合

(3) インターネットを通じた不正アクセス等により、サービスの提供が困難となった場合

(4) その他不測の事態により、サービスの提供が困難となった場合

(サービスの変更等)

第12条 区は、登録会員の承認を受けることなく、サービスの内容を変更、追加又は中止することができるものとする。

(サイトの閉鎖)

第13条 区は一定の予告期間をおいて、サイトを閉鎖することができるものとする。

(免責)

第14条 区は、理由の如何を問わず、サイトのサービスが遅延、中断、停止又は変更をしたことに起因し、登録会員が被った損害について一切の責任を負わないものとする。

2 区は、登録会員がサイトの利用を通じて得た情報等の正確性、特定の目的への適合性等について、一切の責任を負わないものとする。

3 区は、サイトの情報等に起因して生じた損害に対して一切の責任を負わないものとする。

る。

4 登録会員は、サイトを通じて提供される情報に関し、登録会員と他の登録会員又は第三者と紛争が生じた場合は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、区に損害を与えないようにしなければならない。

(個人情報の管理)

第 15 条 区は、サイト運営に係る個人情報について、神戸市個人情報保護条例（平成 9 年 10 月神戸市条例第 40 号）を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止及び個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管轄裁判所)

第 16 条 サイトの利用に関して、区と登録会員との間に訴訟の必要性が生じた場合は、神戸地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(規約内容の変更)

第 17 条 区は、合法的かつ一般的良識から逸脱しない範囲で、本規約の内容の一部を登録会員へ通告することなく変更することができるものとする。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

各申請書等の様式

垂水区コミュニティサイト会員登録申請書（様式第 1 号）	PDF 形式	Word 形式
垂水区コミュニティサイト登録内容変更届（様式第 2 号）	PDF 形式	Word 形式
垂水区コミュニティサイト退会届（様式第 3 号）	PDF 形式	Word 形式